

(案)

追加資料

府消委第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二

消費者安全法第6条第1項の規定による「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更について

平成28年3月9日付け消政策第97号をもって当委員会に意見を求めた「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更の案については、消費者安全法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。